



借入申込書の借入総額を、ご記入ください。  
(借入月額×借入期間)

# 総合支援資金特例貸付 借用書

太枠内を  
ご記入ください。

借用金額  
(借入総額)

60 万円

※借用金額は、借入月額と借入期間を乗じた額(借入総額)になります。

借入月額

20 万円

借入期間

3 か月

※岡山県社協記入欄

この欄は担当職員が記入します。

年\_\_月まで

借入申込書の借入月額を、ご記入ください。  
複数世帯の場合、20万円以内  
単身世帯の場合、15万円以内  
です。

金として上記金額を借用いたしま  
事項説明書記載の厳守事項を固  
とします。

借入申込書の借入期間  
を、ご記入ください。  
3か月以内になります。

令和

この欄は担当職員が記入します。

欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿  
(借受人)

必ず自筆の署名・押  
印をお願いします。

|      |  |
|------|--|
| 住 所  | ××市●●町1-1-1 ●●●マンション101  |
| 氏 名  | ●●太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>               |
| 生年月日 | <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">昭和</span> ●●年 4月 30日生<br>平成 |

## [借入要項]

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 1 貸付金の受領方法 | 借受人が指定する金融機関口座への振込による。   |  |
| 2 貸付金の償還   | 据置期間   | <u>12</u> か月 (最大 12 か月)  |
|            | 償還期間   | <u>120</u> か月 (最大 120 か月)  |
|            | 償還方法   | <input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還 |
| 3 延滞利子     | 上記償還期間の最終日までに償還金を償還できなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、 <u>年利 3.0%</u> の延滞利子がかかります。 |  |

## 【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

借入申込書と同様の期間、償還方法  
をご記入ください。

この欄は担当職員が記入します。

# 総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

## 生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086(226)3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086(226)9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

## 借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求め、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2年 ●月 ●●日 借受人 住所 ××市○○1-1-1 ●●●マンション101

記入日をご記入ください。

氏名 ●●太郎

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

## 収入の減少状況等に関する申立書

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金総合支援資金  
新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減  
りであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称  
や職業をご記入ください。

|  |  |
|--|--|
| 勤務先名称または<br>職業                                     | 例) ○○○建設、○○タクシー、無職等  |
| 勤務先  | 減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、<br>減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。   |
| 減少前の収入   | 令和2年4月時の月額所得（手取り）は、約25万円でした。   |
| 減少後の収入   | 令和2年5月時の月額所得（手取り）は、約0万円でした。  |
| 本特例貸付が必要<br>な理由                                    | 新型コロナウイルスの影響で、会社の業績が悪化し、解雇となった<br>ため。                                |
| 本特例貸付が必要な理由には、分かる範囲での減少の理由や失業状況等について、ご記入<br>ください。  |  |
| 利用中の他の公的<br>給付（該当するも<br>のに○）                       | ・失業等給付<br>・年金<br>・その他（<br>・職業訓練受講給付金<br>・該当なし                        |
| 他の公的給付に加<br>えて本特例貸付が<br>必要な理由                      | （生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等）<br>・失業保険を月額約9万円受給。<br>・生計維持に月額約25万円が必要であるため。 |
| 受給している公的給付の金額や、貸付が必要な理由について、可能な範囲で<br>具体的にご記入ください。 |  |

令和●年 ●月 ●●日

（借入申込者）住所 ××市●●1-1-1

●●●マンション101

住所、氏名について自筆のうえ、  
押印ください。

氏名 ●● 太郎

(印)